

## 温暖化対策税制の具体的な制度の案（イメージ図）

\*他に考えられる制度案については、専門委員会報告書の「代替案の検討」（P28～30）を参照

### 温暖化対策の現状についての認識、これに照らした税の特長

京都議定書の6%削減約束は容易に達成できるものではない。また、その後も長期間にわたる大幅な排出削減が必要  
このような取組を進めるためには、従来の施策のみならず、一般家庭や自動車利用も含むすべての人や企業に対して温暖化対策へのインセンティブを与え、それぞれの合理的な対策を促し得る温暖化対策税が有効

温暖化対策税には、以下の機能を期待

上記のような課税によるインセンティブ効果によって、CO<sub>2</sub>の排出を削減すること

課税により生ずる税収は、国民のために活用し得るものであるが、温暖化対策を進めるために活用すれば、これによってさらにCO<sub>2</sub>の排出を削減し得る

2004年の大綱の評価・見直しの結果、必要とされた場合には、2005年以降早期に温暖化対策税を導入すべき

### 課税要件のイメージ

### 税負担軽減についての考え方

化石燃料課税	最上流課税案	上流課税案	負担軽減の方法
課税物件(例)	・石炭、原油・輸入石油製品、天然ガス(LNG)	・石炭、石油製品(ガソリン、重油、軽油等)、都市ガス ・発電用化石燃料(石炭、石油、LNG等)	温暖化対策税の減免・還付 他の税の減免(租税特別措置等) 歳出面での還流(補助金等)
課税標準(例)	・保税地域からの引取量、採取場からの採取量	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造場からの移出量 ・発電用化石燃料の消費量	対象の考え方 温室効果ガスを排出しないもの 課税による影響が極めて大きいもの 温暖化対策の観点から推進すべきもの 温暖化対策税と他の施策手法をポリ-ミックスすることにより成果を上げた、又は、今後成果を上げることが期待できるもの 大綱の評価・見直し(2004年、2007年)の結果に照らして、「成果を上げている」といえるもの
納税義務者(例)	・保税地域からの引取者、採取者	・石炭：最上流と同じ ・石油製品、都市ガス：製造者 ・発電用化石燃料の消費者	
税率設定方法	・課税標準となる各化石燃料の種類ごとに、その平均的な炭素含有量に応じて設定		
税率の水準	・税率水準は、2004年の大綱の評価・見直しを踏まえて決定 ・相対的に低い税率とし、不足する削減量については、この税の税収を前提とした助成措置を含め、他の施策を併せて導入することとしてはどうか		

### 税収についての考え方

温暖化対策税の税収を前提として、温暖化対策のための補助金や他の税の減税措置を講ずることとして検討  
具体的な方法・仕組みについては、以下を検討

- ・ 目的税や特定財源とし特別会計に繰り入れる
- ・ 一般財源として一般会計に繰り入れた上で、温暖化対策のために、これを補助金や他の税の減税財源として活用する

税収の活用に応じた留意点

- ・ 世の中の納得が得られる透明な使い方とすべき
  - ・ 効率的で確実な削減につながる対策への支援を基本とすべき
  - ・ 我が国の経済活性化や国際競争力強化の同時達成にも寄与するものとすべき
- 地方公共団体が行う温暖化対策の財源の確保を図るため、税収の一部を地方の財源とする必要がある

### 既存エネルギー関係諸税との関係

- < 課税物件が重複 > 納税者の理解が得られるよう、十分な議論を尽くすことが必要
- < 用途が重複 > 温暖化対策税の税収を温暖化対策に活用することで、既存税の税収の用途と重複が生ずる場合には、それぞれの役割分担の考え方を整理し、必要に応じて調整すべき

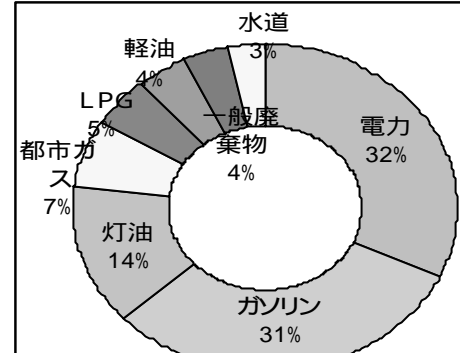
(参考5) CO<sub>2</sub>排出と温暖化対策税の効果のイメージ - 一般家庭を例に -

現状



平均的家庭(マイカー有り)は、年間約5.9トンのCO<sub>2</sub>を排出(炭素換算では、約1.6トン)

家庭からの二酸化炭素排出量のエネルギー別割合



(出典:「1999年度(平成11年度)の温室効果ガス排出量について」(環境省)より作成)

仮に温暖化対策税を導入  
(税率: 3,400円/炭素トンの場合)

1世帯当たりの税負担額は年間約5,500円(月額約460円)

これは、電気、ガス、ガソリンなどの平均的光熱費の約2%に当たる。

税負担がきっかけとなって、例えば、アイドリングストップ、不要な電灯をこまめに消す等により、2%エネルギーの節約ができれば負担増は概ね回避できる(注)。

省エネ家電の購入



低燃費車の購入

太陽光・風力発電等の導入

断熱性向上リフォーム

燃料消費1/2の低燃費車に置き換えれば、CO<sub>2</sub>の約15%の削減が可能

「エアコン、冷蔵庫、テレビをトップランナー製品へ代替」+「照明を白熱灯から電球型蛍光灯へ切り替え」で、CO<sub>2</sub>排出量の約6%の削減が可能

3kWの出力の太陽光発電(年間発電量3,000kWh)を設置すれば、CO<sub>2</sub>の約23%の削減が可能

温暖化対策税で得られた財源で、これらの省エネ・新エネ対策を支援

(既に行われている類似の施策の例)

- ・補助金の支給(例・太陽光発電の設置に対する助成)
- ・既存税の軽減(例・屋上緑化に対する固定資産税の軽減、低公害・低燃費車に対する自動車税の軽減)
- ・住宅ローンにおける優遇(例・省エネルギー住宅と太陽光発電設備に対する住宅金融公庫の基準金利(低い金利)による割増融資等)

(注) 電気料金、ガス料金等の料金体系が使用量に比例したものとなっていないので、2%のエネルギー消費の減が正確には2%の料金減にはならない。

諸外国における温暖化対策のための経済的手法等の状況（例）

	E U	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	北欧	米国	
温暖化対策のための経済的手法等	<p>【排出量取引】 2005年 域内排出量取引制度を導入予定。</p> <p>・エネルギー多消費型施設（発電、石油、金属、紙パルプ等）について、CO<sub>2</sub>に係る排出枠を交付。排出枠は自由に取引可能。</p> <p>・毎年、排出枠と排出量をマッチングし、排出量見合いの排出枠を保有していない場合、罰金がかかる。</p> <p>2008年 国際排出量取引にリンク。</p>	<p>【税制】 2004年 1月より、「エネルギー課税に関する枠組み指令」が施行見込み。</p> <p>これは、全てのエネルギー製品について、加盟各国の最低税率を設定するもの。</p> <p>また、エネルギーの合理的な利用とそれに伴うCO<sub>2</sub>排出量の削減へのインセンティブを増大させるための減免措置等を認めている。</p>	<p>【税制】 1993～99年 炭化水素油税の引上げ</p> <p>2001年 気候変動税の導入（事業用の電気、石炭、ガスの供給に課税）</p> <p>【気候変動協定】 締結者は、気候変動税を8割減税</p> <p>【国内排出量取引制度】 気候変動協定の目標達成に活用</p>	<p>【税制】 1999年 エコロジカル税制改革（鉱油税の引上げ、電気税の導入）（2000年から4年間にわたり両税の税率を段階的に引上げ）</p> <p>【自主協定対策】 2012年までに1990年比で温室効果ガス排出量を35%削減、特にCO<sub>2</sub>排出量については28%削減することを、政府と産業界が協定を締結。 協定が順調に実施されている限り、追加的な規制は行わない。</p>	<p>【税制】 2000年 汚染活動一般税の課税対象を事業場におけるエネルギー消費に拡大する施策を検討中。</p>	<p>【税制】 1992年 一般燃料税の導入（炭素含有量及びエネルギー量を基準とする課税）</p> <p>1996年 燃料規制税の導入（家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に追加的な課税を導入）</p>	<p>【税制】 フィンランド 1990年 炭素税の導入（炭素含有量に応じた課税）</p> <p>ノルウェー 1991年 炭素税の導入（既存の燃料税に炭素税を上乗せ。課税は炭素含有量に比例せず。）</p> <p>デンマーク 1991年 炭素税の導入（炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ）</p> <p>スウェーデン 1992年 炭素税の導入（炭素含有量に応じた課税を導入するとともに、既存の燃料税を引下げ）</p>	<p>【企業の自主的登録簿】</p> <p>カリフォルニア州 2002年から、企業の温室効果ガス排出量の自主的報告制度を導入。 将来、連邦・州レベルでの規制が導入された場合に、早期に取り組んでいる企業に対して最大限の配慮を行う。</p>
					<p>イタリア 【税制】 1999年 物品税の改正（鉱物油に係る既存の物品税の税率を炭素含有量に応じたものとするとともに、2005年まで段階的に引上げ（ただし燃料価格高騰を理由に引き上げ凍結中。）</p>			

各国の温暖化対策に関する税の税収額(試算)

国名	税目	年	税収		備考	
			各国通貨ベース	円換算ベース[円]		
フィンランド	Excise duties on fuels	1999	2,651	[百万ユーロ]	3,085億	フィンランド財務省「Taxation in Finland 2001」(2001年6月)中の表"STATE'S BUDGETARY CASH REVENUE IN 1999"による。
スウェーデン	Taxes on energy, carbon dioxide and sulphur	2000	50,722	[百万スウェーデンクローネ]	6,320億	スウェーデン国税庁「RSV 510 edition 5」(2001年5月)による。
ノルウェー	CO2-tax	2001	7,005	[百万ノルウェークローネ]	1,030億	ノルウェー財務省のWebサイト"Green taxes in Norway. Year 2001"より、推計値。
デンマーク	CO2-tax	2002	4,924	[百万デンマーククローネ]	880億	The Danish Ministry of Taxation 2002
オランダ	Regulatory Tax on Energy (エネルギー規制税)	2002	2,428	[百万ユーロ]	3,200億	Ministry of Housing, Spatial Planning and Environment Directorate-General for Environmental Protection(2002), The Netherlands' Regulatory Tax on Energy Questions and Answers
	General Fuel Tax (一般燃料税)	2002	652		860億	
ドイツ	環境税制改革 (Environmental Tax Reform)に伴う税収見込みの増分	1999	4,300	[百万ユーロ]	5,670億	The Federal Environmental Ministry(2003), The ecological tax reform: introduction, continuation and further development to an ecological financial reformによる見込み額。
		2000	8,800		1兆1600億	
		2001	11,800		1兆5,550億	
		2002	14,600		1兆9,240億	
		2003	18,800		2兆4,780億	
イギリス	Climate Change Levy (気候変動税)	2001/2002	600	[百万GBP (イギリスポンド)]	1,150億	Budget Report 2003による実績値、推定値及び予想値。
		2002/2003	800		1,540億	
		2003/2004	900		1,730億	

為替レートは2003年4月18日現在のものを使用